

成熟度モデルによる個人情報保護評価の研究－地方創生に向けて－ (抄録)

二見 強史（奈良県総務部情報システム課主幹）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）の施行に伴い、行政機関の長等は、マイナンバーをそのファイルの項目に含むファイルを保有しようとする前に、その特定個人情報を保護するための措置を評価した結果を記載した書面（以下「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めることとなっている。この制度は、諸外国におけるPIA（Privacy Impact Assessments）にあたり、日本では2014年10月17日に北海道釧路町によって記念すべき第1号の評価書が公表された。ところが既に公表された評価書について、特定個人情報を扱う対象人数を少なく見積もって、より低いレベルの評価書で済ませようとする団体、他の自治体を持つ同じようなシステムの評価書をコピーアンドペーストして利用している団体、評価書の作成をベンダーに丸投げしている団体が少なからずあるのではないかという意見がある。

本稿では、評価書の作成について、義務的に実施する場合と自発的により高いレベルの評価書を実施する場合があるのではないかという仮説に立ち、義務的な部分については、定量分析の手法により、自発的な部分については、CMM（Capability Maturity Model：成熟度モデル）の概念を用いて定性分析を行い、ITガバナンスの観点から考察を行い、地方創生への寄与を提言するものである。